

令和8年7月10日

座間市議会議長

松橋 淳郎 殿

会派に属さない議員

馬場 佳陽

市議会議員のためのハラスメント研修所感

研修の内容は明快で非常にわかりやすかった。ハラスメントの定義は、相手に対する言動が、本人の意図に関わらず、相手の尊厳を傷つけ、不快感や脅威、不利益を与える行為である。特にポイントとなるのが、ハラスメント行為をした側の意図は問わず、受け手の側がどう受け止めたかが基準となることであり、加害の意図がなかったとしてもそのことは免罪符にならない点である。講師の方からの説明では、無意識や加害の意図がない中でハラスメントがなされるケースが多いこと、特に議員は当人が数多のハラスメントに揉まれた中でも乗り越えてきたことを成功体験として、良かれと思って年下の相手に指導や助言として発言してしまう点に注意が必要であると指摘していた。この点は非常に腑に落ちる。

研修の最後の質疑の時間に、他の議員からなぜハラスメントをしてはいけないかという質問があり、そのひとつにハラスメントが発生すると組織としての生産性やパフォーマンスが低下するから、という理由が挙げられた。本来、過去においても個人の尊厳を傷つける言動は個人や組織のパフォーマンスを下げるものであるはずが、特に、一般的に社会的地位が高いとされる人にとっては、そうした逆風に倒れてこなかった、あるいは内面化してきた生存者バイアスも効いて、指導や助言のつもりのハラスメント的言動が年長者や指導者としてあるべき振る舞いであるという認識になると感じた。

さらに、研修の中では議員が陥りやすい構造的要因として、市民の代表であるという立場から職員や市民への優越と取り違えてしまう、いわゆる会社などの組織と違って日常的に注意してくれる上司が不在であること、議員の支持者等が集まった後援会等の閉じた環境での言動が外部化されづらいこと、当人は正当な要望の意図であっても強要や圧力をかけることになることの4つの要因が挙げられていた。この点は特に意識して注意する必要があると感じた。

一方で、議員も市民の方、市外の方からも強い語気でハラスメント的言動を受けることもしばしばあり、私自身は他自治体の議員と慰め合ったりしている。おそらく1期目であり、女性であることからこれぐらい言っていていいだろうという、投げつけるような言葉もあり、削られる部分でもある。期数を重ねた体格の良い老齢の男性議員だったら飛んでくる言葉や

語気も変わるのかな、と思ったりする。

質疑の時間に、議員は行政監視や批判は議員の仕事であり、かつ議員も市民から批判的に評価される対象であること、市民からしばしば強い言葉をいただくことがあるけれども、自分に向かってくる言葉の受け止め、自分が発する言葉選びは慎重にしているが、注意する点があれば教えてほしいという旨を伺った。講師の方からは、議員は特に影響力の大きい立場であり、議員として自覚をもって、例えば強い言葉で受け取ったとしても建設的な議論がかなうように適切な言葉に言い換える、特にそのことが求められるというお話だった。この点が私にとっては研修の中で最も肝要な部分であると認識した。

なお、ハラスメントの根っこには他者の権利や尊厳を尊重することが概念としてわからない、尊重する方法がわからない、できないという問題もあり、そこには人権教育や権利意識の不足があったと感じている。最近では、包括的性教育の中に、いわゆる生殖に関わる部分だけでなく、自分と他人の尊重、皆が持つ権利を理解すること等、非常に人権教育に有効な内容が含まれていると感じる。パワハラ、セクハラ、マタハラ等も閉鎖した家庭空間や職場での上下関係、性差に基づく身体的・文化的な不均衡が根本にあり、そのことにより心身を病んだり社会問題となったりすることから、法整備のアップデートを要してきた。私自身も、学生の間まではなんだかんだ、男女平等、ハラスメント的言動に触れることは、小中学生までの子ども同士の稚拙ないじめや嫌がらせなどは除いて、正直あまりなかったと感じていた。教科書に並ぶ男女不平等や資本家と労働者との間での不平等などは、歴史の中で直してきました、過去のものです、という印象だった。しかし、アルバイトや職員として働き始めてから、そして、妊娠と出産を経てから、セクハラ、パワハラ、男女不平等はまだまだ残っていて、それらを克服しようという動きが継続していることを痛感した。さらにいえば、学生時代にも性差別や人権侵害に該当する場面に遭遇していたけれども、そのことを認識できていなかったことに気づいた。その中でモヤモヤとおかしいなと感じていたことが、包括的性教育を学ぶ過程で、体系的に言語化された内容として腑に落ちた。少なくとも現代においては日本国憲法に掲げる内容にも沿う、優れた教材であると感じる。元来、憲法において掲げられてきた基本的人権の尊重に実態と法整備が間に合っていない、はみ出している状況であるところから、少しずつ、いまもなお不完全である部分は、憲法に掲げる内容に実態と法整備が収まるように、議員としてできることから取り組んでいきたい。理想をいえば、議員はもちろん、すべての人が包括的性教育を学び、ハラスメント的言動とは別の方向にあるアサーティブなコミュニケーションや建設的な対話、議論が可能になる社会が望ましいと考える。

今回の研修を通じて、時代とともに変容する模範的な価値観や考え方を学ぶ機会を今後も設けること、また、素朴には議員向けの勉強会として包括的性教育について学ぶ機会を作りたいと感じた。